

各種手当制度をご存知ですか？

・児童手当

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、0歳から中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

■支給要件

中学校卒業まで（15歳に達する日以降の最初の3月31日まで）の児童を養育している方に支給します。

■手当額（児童1人あたりの月額）

- ・ 3歳未満 一律 15,000円
- ・ 3歳以上小学校修了前
（第1・2子） 10,000円
（第3子以降） 15,000円
- ・ 中学生 一律 10,000円
- ・ 所得制限限度額以上（特例給付）
一律 5,000円

※児童手当制度の見直しにより、令和4年10月支給分（6～9月分）特例給付に該当する方が一定の所得を超えると手当が支給されなくなります。一度資格喪失になった方が次年度、所得制限未満になる場合には「認定請求書」により、再度申請する必要があります。

扶養親族等の数	①所得制限限度額 (超えると特例給付)		②所得上限限度額 (超えると資格喪失)	
	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安(万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

■手続き

出生や転入などにより資格が生じた場合は「認定請求書」、転出の場合は「受給事由消滅届」の提出が必要です。

なお、公務員の方は勤務先での手続きとなります。

・児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度です。

また、遺族年金や障害年金を受給していても併給調整の見直しにより、手当が受給できるようになりました。

所得が基準額を超える場合は、一部支給停止や全額停止となります。

■支給要件

次のいずれかに該当する子どもについて、母、父または養育者が監護等をしている場合に支給されます。

- ・ 父母が婚姻を解消した子ども
- ・ 父または母が亡くなった子ども
- ・ 父または母が一定程度の障がいをもつ子ども
- ・ 父または母が生死不明の子ども
- ・ 父または母が1年以上遺棄している子ども
- ・ 父または母が裁判所からDVの保護命令を受けた子ども
- ・ 父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ・ 結婚によらないで生まれた子ども

■支給期間

児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで

・特別児童扶養手当

精神または身体に障がいをもつ児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

所得が基準額を超える場合は、支給されません。

■支給要件

精神や身体に重度の障がいまたは、中度の障がいをもつ20歳未満の児童を監護、養育している方に支給されます。

※各手当の手続きについては、所得基準や添付書類等が異なりますので、詳しくは役場町民課福祉年金担当までお問い合わせください。

■お問い合わせ

町民課住民グループ福祉年金担当

☎01392-2-3131